

モデル宿泊約款新旧対照表（抄）

改 正	現 行
<p><b>（宿泊契約締結の拒否）</b></p> <p><b>第5条</b> 当ホテル（館）は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。</p> <p>(1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。</p> <p>(2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。</p> <p>(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。</p> <p><u>(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。</u></p> <p><u>イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力</u></p> <p><u>ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき</u></p> <p><u>ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの</u></p> <p>(5) <u>宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。</u></p> <p>(6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。</p> <p>(7) 宿泊に関し<u>暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。</u></p> <p>(8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。</p> <p>(9) 都道府県 条例第 条（第 号）の規定する場合に該当するとき。</p>	<p><b>（宿泊契約締結の拒否）</b></p> <p><b>第5条</b> 当ホテル（館）は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。</p> <p>(1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。</p> <p>(2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。</p> <p>(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。</p> <p>(5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。</p> <p>(6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。</p> <p>(7) 都道府県 条例第 条（第 号）の規定する場合に該当するとき。</p>

改 正	現 行
<p>(当ホテル(館)の契約解除権)</p> <p><b>第7条</b> 当ホテル(館)は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。</p> <p>(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。</p> <p>(2) <u>宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。</u></p> <p>イ <u>暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力</u></p> <p>ロ <u>暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき</u></p> <p>ハ <u>法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの</u></p> <p>(3) <u>宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。</u></p> <p>(4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。</p> <p>(5) 宿泊に関し<u>暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。</u></p> <p>(6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。</p> <p>(7) 都道府県 条例第 条 (第 号) の規定する場合に該当するとき。</p> <p>(8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテル(館)が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。</p> <p>2 当ホテル(館)が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。</p>	<p>(当ホテル(館)の契約解除権)</p> <p><b>第7条</b> 当ホテル(館)は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。</p> <p>(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。</p> <p>(2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。</p> <p>(3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。</p> <p>(4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。</p> <p>(5) 都道府県 条例第 条 (第 号) の規定する場合に該当するとき。</p> <p>(6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテル(館)が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。</p> <p>2 当ホテル(館)が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。</p>

改正

別表第2 違約金（第6条第2項関係）……旅館用

契約解除の 通知を受 けた日 契約 申込人数	不	当	前	2	3	5	6	7	8	14	15	20	30
	泊	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
14名まで	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
15～30名ま で	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
31名～100名 まで	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
101名以上	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

- (注) 1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。  
 2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。  
 3 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきません。

現行

別表第2 違約金（第6条第2項関係）……旅館用

契約解除の 通知を受 けた日 契約 申込人数	不	当	前	2	3	5	6	7	8	14	15	30
	泊	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
14名まで	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
15～30名ま で	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
31名～100名 まで	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
101名以上	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%

- (注) 1 %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。  
 2 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受します。  
 3 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきません。